

領置物件の還付について

領置物件について、関税法第134条第2項の規定により公告する。
 なお、公告の日から6月を経過しても返還の請求がないときは、同法第134条第3項の規定により当該物件は国庫に帰属する。

2024/03/12

中部空港税関支署長 坂田 誠



整理 番号	品 名	数 量	領 置		所 持 者		備 考
			年 月 日	場 所	住 所	氏 名	
1	日本酒 空乃酒蔵 ビニール袋	720ml 1枚	R6.2.1	中部空港 税関支署	不 詳	不 詳	
2	香水 CHANEL GABRIELLE 香水 CHANEL COCO 香水 CHANEL CHANGE 袋 CHANEL紙袋4、セントレア免税袋1 レシート	100ml 50ml 35ml×2 5枚 1枚	R6.2.6	中部空港 税関支署	不 詳	不 詳	
3	外国製紙巻タバコ ESSE ONE ビニール袋 INCHEON AIRPORT DUTY FREE BAG レシート	400本 2枚 1枚	R6.2.11	中部空港 税関支署	不 詳	不 詳	
4	ブランデー Hennessy VERY SPECIAL ビニール袋 バック 不織布トートバック	1000ml 1枚 1枚	R6.2.15	中部空港 税関支署	不 詳	不 詳	

当該物件にお心当たりのある方は、中部空港税関支署 総括第1部門 電話0569-38-7610 までご連絡下さい。